

第 6 6 号議案

豊川市消防団条例の一部改正について

豊川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 2 6 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市消防団条例の一部を改正する条例

豊川市消防団条例（昭和 6 0 年豊川市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定員) 第 5 条 団員の定員は、 <u>631人</u> とする。	(定員) 第 5 条 団員の定員は、 <u>726人</u> とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消防団員の定員の適正化を図るため必要があるからである。